

# 「防火設備」は、避難時間を確保する重要な装備です

「特定建築物」に設置された防火設備は、「定期報告(※)」の対象です。建物内に防火設備の設置が無いか、今一度じっくり確認いただき、設置がある場合は点検・報告を実施してください。(※建築基準法第12条第1項及び3項)

## 常時閉鎖式

平常時、火災発生と共に常に閉鎖した状態にある防火扉。

ドアクローザーが設置されており、開放後、自然に閉鎖するようになっている。

ドアストッパー等で常時開放状態にしてしまうと、火災時に防火扉として機能しません。



2・3年に1回報告  
(特定建築物定期調査)

■定期報告書の様式や提出先について

一般財団法人埼玉県建築安全協会

URL : <https://skjak.jp/>

電話 : 048-865-0391



## 随時閉鎖式

火災発生時、熱・煙感知器や温感ヒューズにより作動し、防火区画を形成する防火設備。



熱・煙感知器が火災を検知

物品の放置があると閉鎖の障害となります。シールで表示する等の対策が効果的です！



1年に1回報告(防火設備定期検査)

■定期報告対象の防火設備について

さいたま市建設局建築部建築行政課防災指導係

電話 : 048-829-1534

FAX : 048-829-1982